令和８年（フ）第１２０８号
東京都豊島区北大塚２丁目29番３号
破産者　株式会社ＮＡＴＵＲＡＬ　ＳＥＥＤＳ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２２２０号
東京都渋谷区本町２丁目46－４　ハウス高森Ａ－102
破産者　伊藤　貴徳
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９６１号
東京都町田市相原町3190　都営武蔵岡12―206、開始決定時の住所東京都大田区東糀谷４丁目４―10―107
破産者　三好　浩明
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４０２号
東京都足立区大谷田１丁目４－７　ロイヤルエクセレンス３　301
破産者　根岸　秀直
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４０３号
東京都足立区大谷田１丁目４－７　ロイヤルエクセレンス３　301
破産者　根岸由紀子
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４６３号
東京都江戸川区東瑞江２丁目33―10―303
破産者　石川　　優
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４６８号
東京都練馬区練馬２丁目29―42―206
破産者　二藤部武男
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５６１号
新潟県長岡市蓮潟１丁目３－８
破産者　下田邦比呂
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６０２号
東京都江東区北砂６丁目３－17―303
破産者　阿部　康崇
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９２２号
東京都足立区千住曙町29―10　２Ｆ
破産者　井坂　昌裕
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９２３号
東京都足立区千住曙町29―10　２Ｆ
破産者　井坂　芳江
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１４６号
東京都文京区本郷５丁目30番20号
破産者　株式会社御茶の水書房
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１７６号
東京都世田谷区弦巻４丁目13番６－105号
破産者　株式会社ジェネシスＮＴ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２５０号
東京都目黒区東が丘１―25―18
破産者　株式会社ｃｏｃｏｎ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４０８号
東京都練馬区大泉学園町８丁目７番24号
破産者　株式会社ＡＬＣＨＥＭＩＳＴＳ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４０９号
埼玉県所沢市中富南３丁目２－16
破産者　内田　裕也
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４１０号
埼玉県所沢市中富南３丁目２－16
破産者　内田　朱美
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４６０号
東京都豊島区東池袋１丁目７番10号
破産者　株式会社落合
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４６１号
東京都豊島区西池袋４丁目23番５号　ネクストワン西池505号
破産者　株式会社ａｍａｒｅｂｅｌｌｅｚｚａ
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４６２号
東京都豊島区西池袋４丁目23―５―505
破産者　長徳　宏美（旧姓落合）
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４８２号
東京都墨田区江東橋４丁目30―２―1202
破産者　有限会社ジェムプランニング
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４８３号
東京都墨田区江東橋４丁目30―２―1202
破産者　武内　健司
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部